

平成23年3月18日
(更新) 平成23年4月7日
日本年金機構

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

国民年金保険料免除についてのお知らせ

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1. 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
2. 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
3. 免除の申請手続きは、23年7月末日までに行ってください。



※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

＜被災により国民年金保険料の免除を申請される方へ＞

国民年金保険料免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。記載された書類は、ご住所地の市区町村役場またはお近くの年金事務所へご提出くださいますよう、お願いします。

また、ご本人が提出できない場合は“委任状”が必要となりますので、ご注意ください。

国民年金保険料免除申請書と被災状況届（国民年金保険料免除申請用）をダウンロードできます。

-  [国民年金保険料免除申請書](#)
-  [被災状況届（国民年金保険料免除申請用）](#)

以上

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-707-118（通話無料）

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。

※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。